

**習志野市教育委員会会議録**  
(平成27年第7回定例会)

- 1 期 日 平成27年7月22日(水)  
習志野市教育委員会事務局大会議室  
開会時刻 午後3時00分  
閉会時刻 午後4時40分
- 2 出席委員
- |      |     |     |
|------|-----|-----|
| 委員 長 | 原 田 | 孝   |
| 委員   | 梓 澤 | キヨ子 |
| 委員   | 貞 廣 | 斎 子 |
| 委員   | 古 本 | 敬 明 |
| 委員   | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- |               |     |     |
|---------------|-----|-----|
| 学校教育部長        | 市 瀬 | 秀 光 |
| 生涯学習部長        | 広 瀬 | 宏 幸 |
| 学校教育部参事       | 田久保 | 正 彦 |
| 学校教育部参事       | 早 瀬 | 登美雄 |
| 学校教育部・生涯学習部参事 | 吉 川 | 清 志 |
| 学校教育部次長       | 小 熊 | 隆   |
| 生涯学習部次長       | 井 澤 | 修 美 |
| 学校教育部副参事      | 小 宮 | 健   |
| 学校教育部副参事      | 竹 田 | 佳 司 |
| 教育総務課長        | 小野寺 | 良 夫 |
| 学校教育課長        | 天 田 | 正 弘 |
| 給食センター所長      | 星   | 昌 幸 |
| 習志野高校事務長      | 長 沼 | 仁   |
| 総合教育センター所長    | 西 谷 | 秀 樹 |
| 社会教育課長        | 佐々木 | 博 文 |
| 生涯スポーツ課長      | 片 岡 | 利 江 |
| 青少年課長         | 佐久間 | 心 之 |
| 青少年センター所長     | 高 梨 | 秀 胤 |
| 菊田公民館長        | 関   | 文 雄 |
| 大久保図書館長       | 岡 野 | 重 吾 |
| 学校教育部主幹       | 上 原 | 宏   |
| 学校教育部主幹       | 三 角 | 寿 人 |
| 学校教育部主幹       | 妹 川 | 智 子 |
| 学校教育部主幹       | 田 中 | 憲一郎 |
| 学校教育部主幹       | 小 澤 | 由 香 |
| 学校教育部主幹       | 小 平 | 修   |
| 学校教育部主幹       | 安 達 | 幸 希 |
| 生涯学習部主幹       | 中 村 | 裕 美 |

## 4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

(1) 平成27年習志野市議会第2回定例会一般質問等について

(2) 平成26年度教育費予算の繰越しについて

(3) 学校給食センター建替事業PFI可能性調査の概要報告について

第3 議決事項

議案第33号 平成27年度教育費予算案(9月補正)について

議案第34号 平成28年度使用教科用図書の採択について

(習志野市立習志野高等学校の図書)

議案第35号 文化財指定に関する習志野市文化財審議会への諮問について

第4 協議事項

協議第1号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

協議第2号 幼稚園保育料について

協議第3号 いじめ問題への対応について

～習志野市いじめ防止基本方針(パブリックコメント案)及び習志野市いじめ問題対策連絡協議会等の設置～

協議第4号 次回教育委員会定例会の期日について

## 5 会議内容

原田委員長が

平成27年習志野市教育委員会第7回定例会の開会を宣言

原田委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第33号ないし議案第35号並びに協議第2号及び協議第3号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

原田委員長が

非公開部分の会議録について、議案第33号及び協議第3号は、議案が市長から市議会へ提案された後に、議案第34号は、教科用図書採択の業務が完了した後に、協議第2号は、市民説明会に合わせて、公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

平成27年第6回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

## 報告事項（１）平成２７年習志野市議会第２回定例会一般質問等について（教育総務課）

小野寺教育総務課長

一般質問は、平成２７年６月１１日から１８日にかけて行われたもので、教育委員会に関するものとして、一般質問が１０名の議員から３０件あり、陳情が３件あったものである。

最初に、本定例会における一般質問全体を概観すると、大久保地区公共施設再生や菊田公民館についての質問が１１名の議員からなされ、その主な内容は、公共施設再生計画の取り組み状況について、再編の全体像、進捗状況及び課題等に関し、意見を求めるものであった。学校教育分野に関わるものでは、特別支援教育に関する本市の取り組み状況及び今後の方向性並びに学校給食センターの建替状況のほか、前回の定例会においても質問のあった、学校施設や谷津小学校の建替えに関する事、学校職員の勤務実態などに関する一般質問がなされたものである。また、生涯学習分野に関わるものでは、放課後児童会に関する事、公共施設再生計画に関連して菊田公民館の活動などに関する一般質問がなされたものである。

なお、学校給食センター建替事業については、報告事項（３）の中で、詳しい内容を説明する。また、小川議員から質問があった、特別支援教育に関して、本市の取り組み状況及び今後の方向性については、本日、取り上げて説明しないが、後日改めて、教育委員会会議の中で、今後の特別支援学級等の開設のあり方など、特別支援教育の充実に向けた取り組みについて御協議いただきたいと考えている。

本日は、通告番号３番の鮎川議員からの質問である「１．子育て支援について（１）放課後児童会について」及び通告番号１３番の藤崎議員からの質問である「３．習志野市教育基本計画の基本方針と施策について（２）基本方針７及び９について」を取り上げて説明する。このほか、陳情のあった３件については、審査結果を含めてその内容を報告する。

最初に、鮎川議員からの質問である放課後児童会について報告する。具体的な質問内容は４点であり、支援員・補助員確保、児童の待ち状況、増室に向けた進捗状況及び社会福祉協議会による運営について、であった。これに対し、１点目の支援員等の確保については、広報紙、ホームページ及び新聞折り込み等のほか、町会や各種団体などに募集を図ることで、新たに６月まで６名の支援員を補充できたこと、２点目の児童の待ち状況については、４月時点において、小学校４年生から６年生の一部に待機児童を抱えたが、現段階では減少していること、３点目の増室に向けた進捗状況については、本年度に、秋津小学校、東習志野小学校及び実籾小学校で増室予定であること、４点目の社会福祉協議会による運営については、将来を見据えて、社会福祉協議会に限らず民間の活用等について、安定した児童会運営ができるよう、調査・研究を行っていくこと、を要旨とする答弁をしたものである。この１回目の答弁後、児童の夏季休業中に一時的に入会を希望する児童の状況やその対応など、４項目にわたる再質問を受け、答弁をしている。今後の方針としては、国の支援制度を活用し、支援員の賃金改善に取り組むとともに、将来を見据え、民間委託等を含め、安定した児童会の運営体制が構築できるように調査・研究を進めていく。また、引き続き、支援員の確保に努めるとともに、夏季休業中の対応のための教室整備も行う。なお、本日は取り上げて説明しないが、通告番号２番の真船和子議員からも放課後児童会に関する現状と今後の取り組みについて、一般質問がなされている。

次に、藤崎議員からの質問である習志野市教育基本計画の基本方針と施策について報告する。具体的には、「菊田公民館が公共施設再生計画の対象となっているが、サークル活動

場所が確保されていない。代替の対策を示していただきたい。」という質問内容であった。これに対し、菊田公民館は、公共施設再生計画において、第二期計画に位置付けられており、建築後50年を経過する平成33年度以降に、機能を停止することとなっている。このような中で、菊田公民館におけるサークル活動を支援するソフト面と、活動の場としてのハード面の機能をどう確保していくかについては、今後の課題と認識していること、を要旨とする答弁をしたものである。この1回目の答弁後、市民の声についてどのように考えているか、及び公民館活動をどのように支えるのか、などに関する再質問を受け、答弁をしている。なお、今後においては、利用者の意見を聞くなど、具体的な対応についての方針を検討していく。

このほか、一般質問では、これまでと同様に、学校教員の勤務実態などに関すること、学校施設の大規模改修に関すること及び谷津小学校の建替えに関することの質問がなされた。

最後に、陳情のあった件について報告する。『国における平成28（2016）年度教育予算拡充に関する意見書』採択に関する陳情書』及び『義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書』採択に関する陳情書』については、審査及び審議するために文教福祉常任委員会に付託され、教育委員会としての参考意見を述べ、質疑、答弁ののち文教福祉常任委員会では、「採択」の結果となり、本会議の場においても同様の結果となったものである。このほか、「菊田公民館の統廃合でなくリノベーションによる現地存続について」の陳情については、審査及び審議するために総務常任委員会に付託され、資産管理室より参考意見が述べられ、質疑、答弁ののち総務常任委員会では、「不採択」の結果となり、本会議の場においても同様の結果となったものである、と概要を説明

#### 貞廣委員

まず1点目に、通告番号5番の小川議員から質問をいただいた特別支援教育に関して、特別な配慮が必要な子どもというのは、特別支援学校に通う子どもたち以外にも増えているというのが、現場の先生方の実感としてあると思うが、本市において、個別の指導計画等の策定が徹底されているか伺いたい。また、市全体での特別支援教育推進の総合計画の立案等は今後予定されているか。もし予定されていないなら、今後そのような計画も必要であると思う。

続いて2点目に、学校施設設備については、通告番号18番の荒原議員から、小中学校の普通教室にエアコンを設置することについての質問をいただいている一方で、通告番号22番の谷岡議員からは、小中学校のトイレの早急な改修と洋式化を求める意見をいただいている。今後の方針として、利用日数等を勘案し、事業の優先順位を考慮した中で対応すると答弁しているが、学校施設の改修に関して、市は計画的に取り組んでいくということが、議員や市民にどの程度御理解をいただけているのか伺いたい、と質問

#### 小野寺教育総務課長

2点目の学校施設の普通教室のエアコン設置については、これまで数多くの議員から質問をいただいた。このような中で、まずは、子どもたちの教育環境を整えるという意味で、学校音楽室のエアコンを確実に設置できるよう計画的に対応している。小学校の音楽室にエアコンを設置し、次に中学校にも計画的に設置できるように努めていくということは、これまでの議会においても説明しており、御理解をいただけていると思う。エアコンまたはトイレのどちらを優先的に改修するかについては、学校施設は急速に老朽化が進んでお

り、安全面での不安を抱えた施設あるいは機能面で不十分な施設があってはならないと考えており、まずは、子供たちにとって安全で安心な学校生活が確保できるよう、トイレ環境の整備に取り組んでいきたい。今後の対応方針については、平成26年度から31年度までの学校施設再生計画に基づき、学校施設の大規模改修に併せて計画的に取り組んでいく。このことについては、御理解をいただくのは難しいことではあるが、機会があるごとにお伝えをしているところである、と回答

#### 小宮学校教育部副参事

1点目の特別支援教育の個別の教育支援計画については、前回の市議会定例会において指摘を受けた点で、本市としても力を入れているところであり、通級指導を受けている児童・生徒には、保護者の同意が得られず作成が滞るケースを除き、100パーセントを目指して個別の教育支援計画を作成している。毎年度、7月下旬から8月にかけて、全ての小中学校の特別支援教育コーディネーターに、自校の個別の教育支援計画を提出してもらい、点検するとともに相談会を開き、確認と活用についての指導を行っている。

特別支援教育に関する総合計画に関して、ソフト面については、議員から指摘を受けた点でもあるが、特別支援教育に携わっている教員の研修に力を入れるよう努めていくこと、ハード面については、教室不足の解消に向けた通級指導教室の開設と、市内全中学校区への知的特別支援学級の配置に向けた、一中学校区の小学校への設置を当面目指しているが、本当の意味での総合的な構想を立てられていない。このことについては、早急に明確な構想を持って、長期的な計画に則って進めていきたい、と回答

#### 貞廣委員

全国的に見ると、個別の教育支援計画の作成が9割に満たず、作成してないところもある一方で、習志野市はほぼ100パーセント作成しており、かつ、習志野市においては、教育委員会が非常に積極的に支援に関わっているということで、大変安心した。そこで、より高いレベルでの支援というところで、一点要望したい。小川議員からの質問に対する答弁の中で、特別支援学級の担任や指導主事の多くが特別支援学校教諭免許を保有していないとあるが、特別支援学級の担任の先生方が免許を保有していないことについては、全国的に免許取得者が少ない現状では仕方ない面もあると認識している。しかしながら、学校側が最も専門的支援をしてほしい相手が特別支援教育担当の指導主事だと伺っている。もちろん免許があれば良いということではなく、現在の特別支援教育担当の指導主事については、十分に経験のある方を配置していると思うが、できれば、専門性の高い免許を持ち、かつ、経験のある方を配置していただく方向で検討していただきたい、と要望

#### 梓澤委員

菊田公民館の存続については、様々な意見が出されていることは承知しているが、もし菊田公民館を残すとした場合、どのような課題があるのか説明していただきたい、と質問

#### 吉川学校教育部・生涯学習部参事

菊田公民館建設当時と現在では、建築関係の法律や制度が変わってきており、そのような課題をクリアしながら新しいものに建替えていくとなると、現況においては、そのまま現在の建物の規模で残すことはできない。したがって、規模が若干小さくなったり、対策のための事業費がかかるといった課題が想定される。建替えができないということではな

いが、そのような多くの課題を達成していかなければならない、と回答

梓澤委員

具体的に言うと、老朽化への対応や、エレベーターの設置等バリアフリーへの対応が課題ということか、と質問

吉川学校教育部・生涯学習部参事

そのとおりである。エレベーターについては、今の建物は法律上不適格になっているため、改修が必要であり、すぐにエレベーターを設置できるという状況ではない、と回答

梓澤委員

菊田公民館はよく利用させていただいており、老朽化はもちろんのこと設備の不便さを感じている。御回答いただいた、菊田公民館を残した場合のデメリット部分というのは、市長への説明の際にも強調して伝える必要があることではないか。また、できれば他の教育委員にも、実際に菊田公民館がどのような状況か視察できるような機会を検討していただきたい、と要望

小野寺教育総務課長

教育委員の皆さんに、施設を見ていただくことは大変重要なことだと思う。菊田公民館に限らず、様々な施設を見ていただく機会を設けていきたい、と回答

吉川学校教育部・生涯学習部参事

公共施設再生計画では、菊田公民館は、現在の場所で建て替えはしない計画だが、現にサークル活動等で利用している方々の活動を継続できるように対応していくことは、今後の課題であると認識している。現在、対応策が具体的に見えていないことで利用者の方に不安を与えてしまっており、できるだけ早期に対応策を示せるよう、市と協議していきたい、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（１）は了承された。

## 報告事項（２）平成２６年度教育費予算の繰越しについて

（教育総務課）

小野寺教育総務課長

平成２６年度教育費予算の繰越しについて、地方自治法施行令の規定により、議会へ報告したので、その内容を報告するものである。

平成２６年度教育費予算の繰越事業について、まず、継続費通次繰越は２件あり、第二中学校体育館改築事業は、４８４万５千２００円を、災害復旧事業（文化施設）は、４千３９４万４千８００円を、それぞれ平成２６年度の継続費予算額のうちの残額として、２７年度に繰り越すものである。

次に、繰越明許は３件あり、小学校施設改善事業は、翌年度繰越額１千４５３万６千８００円で、平成２７年２月に工事請負契約を締結した、香澄小学校非常用自家発電設備更新工事について、工期に７ヶ月要することが想定され、年度内の完了が出来なかったこと

から、幼稚園耐震対策事業は、翌年度繰越額2千170万円で、大久保東幼稚園耐震補強工事を平成26年度の学期中に行う予定であったが、園児の健康面や園の運営上、長期休暇を活用して工事を実施することが望ましいと再考し、工事の一部を平成27年度の夏季休暇中に実施することとしたことから、地方創生先行事業（幼稚園環境改善）は、翌年度繰越額411万4千円で、国の補正予算による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して実施するもので、平成26年度3月補正対応であり、事業執行の暇がなかったことから、それぞれ平成27年度に繰り越して事業を行うものである、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、報告事項（2）は了承された。

### 報告事項（3）学校給食センター建替事業PFI可能性調査の概要報告について (学校教育課)

田中学校教育部主幹

昨年度より、教育委員会定例会において報告してきた学校給食センター建替事業について、教育委員会事務局として、PFI事業のBTO方式により実施するという判断に至った。

学校給食センター建替事業における事業方式の検討過程については、平成26年度に、PFI導入可能性調査を行い、建替事業の方式を比較・検討した結果、本市が資金を調達し、民間事業者が設計、建設、運営管理を一括して行うDBO方式、あるいは、民間事業者が資金を調達して施設を建設し、その所有権を本市へ移転した後、民間事業者が運営管理を一括して行うPFI事業のBTO方式のどちらかが、事業手法としてふさわしいとの結果を得た。この結果を受けて、PFI方式は、財政平準化、事業者倒産や債務不履行などのリスクを吸収する能力、法律に拠る事業プロセスの信頼性、及び豊富な事業実績から、最も優れているという結論に至った。したがって、給食センターの建替事業は、施設整備費の一部に起債を充て、PFI事業のBTO方式で実施したいと考えている。本市初のPFI事業を推進するために、建替事業で想定される課題については、一つひとつ丁寧かつ適切な対応を行っていききたい。

建替事業のスケジュール案については、平成31年4月の給食センター稼働を目標にし、十分な事業者選定期間と建設期間を確保するために、平成28年7月にPFI事業の実施方針を公表、同年10月に事業者募集の手続きを開始したいと考えている。その後、平成29年3月までに事業者選定、同年6月の議会承認を経て、正式に事業契約を締結する運びである。建設期間は1年6か月、竣工・引き渡しは平成30年12月を目途に、円滑な稼働を目指し、稼働準備期間は3か月間を確保している。本年度は、市長事務部局と協議を進めていくとともに、建替事業の実施方針をはじめ、事業者募集や選定などに必要な文書を作成する予定である。その進捗状況については、教育委員会定例会等で、定期的に報告していきたいと考えている。

最後に、県内では、鎌ヶ谷市、八千代市、浦安市及び千葉市など、6都市9か所の給食センターが、PFI方式により整備されており、その事業方式が定着するなかで、多数の事業者の参画と競争により、財政削減効果が予定より拡大された事例があることを申し添える、と概要を説明

梓澤委員

3点ほど確認のために質問させていただく。1点目は、本事業案については、市議会への説明はもちろんのこと、保護者や市民への説明を行う予定はあるのか。2点目は、大規模な事業であるが、教育委員会や市の内部に新たな組織を設置するのか。最後に、現在、給食センターに勤務している職員の今後の処遇について伺いたい、と質問

田中学校教育部主幹

1点目の市議会への説明については、今後、建替事業等の計画について説明していきたいと考えている。市民の方々、特に給食の提供を受ける保護者及び市内事業者への説明については、公共事業であるので、広く参画していただけるように、今年度の秋から市内事業者への参画促進を目的とした勉強会・PR等を実施していく予定である。

2点目の教育委員会内の組織としては、現在、学校給食の問題等を検討する学校給食運営委員会があり、こちらを発展させていくかについて検討中である。また、庁内の合意と助力を得るために、課長相当職を主な構成員としたワーキングチームを本年8月に設置する予定である。

最後に、現在給食センターで働いている職員については、正規職員が10名、臨時的任用職員が23名という構成になっており、そのうちの正規職員2名に関しては、学校給食センターが立ち上がる平成31年4月には定年退職される予定である。残り8名の正規職員の配置については、自校方式の学校への異動を検討している。臨時的任用職員については、現給食センターの建替を視野に入れ、計画的な雇用を行っていくとともに、継続して就業を望む方には、民間事業者への優先的な採用を依頼する等の対応を検討している、と回答

梓澤委員

急務の事業であるので、スケジュールと照らし合わせて、迅速かつ慎重に進めていただきたい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

## 協議第1号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

(教育総務課)

上原学校教育部主幹

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとなっている。点検・評価の対象は、習志野市教育課題を踏まえた平成26年度習志野市教育行政方針に基づく事業・施策に対する、教育委員会の平成26年度の取り組み状況及び平成26年度に作成した報告書において課題となった事項への、平成26年度の対応の状況である。点検・評価の方法は、事務局内で点検を行い、第三者評価を経て、教育委員会会議において、教育委員による点検・評価を行うこととなっている。

まず、報告書(案)について説明する。報告書(案)の内容の1点目は、教育委員会の



活動及び運営状況をまとめたものである。

2点目は、平成26年度教育行政方針に基づいた各課の取り組みに対する、担当課・事務局の自己評価である。具体的な施策・小施策ごとに、主な取組と成果及び施策・小施策に取り組んだ結果の「今後の課題と方向性」をまとめたものである。

3点目は、昨年度の報告書における評価において、「今後の課題と方向性」として示された事柄に対して、その後の取り組みを再評価したものである。具体的にどのように取り組んだか、予算措置、達成度、方向性がどのようになっているか、を明示している。また、昨年度の報告書における、再評価が「達成度CまたはDであった」ものについて、その後の取り組みを再々評価した結果を示している。

最後に、これらの評価を受けての、総括的点検・評価をし、協議していただく際の素案として、事務局でまとめた内容を記述しており、報告書の中心部分となるところである。

次に、概要版（案）について説明する。この概要版は、昨年度第7回定例会において教育委員からの提案を受け、本年度初めて作成したものである。これは、こども部・学校教育部・生涯学習部の施策の中から、数値で表せる内容で、顕著に「実績を伸ばしている施策」及び「更なる取り組みが必要な施策」を7点ピックアップして解説を加えてまとめたものである。

1点目は、『基本方針1 「生きる力」の基礎を培う幼児教育の向上』『施策4 一人一人に応じた特別支援教育の推進』及び「基本方針3 信頼を築く習志野教育の推進」「施策2 特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展」の中で、個別の支援計画を作成している幼児数及び小中学校の特別支援学級の学級数が増加していることを、グラフに表している。これは、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の実績を伸ばしている施策として取り上げた。

2点目は、「基本方針3 信頼を築く習志野教育の推進」「施策1 いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展」の中でいじめの件数、及び不登校の発生率についてグラフに表している。いじめ・不登校は減少傾向にあるものの予断を許さない状況にあることや、「習志野市いじめ防止基本方針」の策定に向けた取り組みが必要なことから、更なる取り組みが必要な施策として取り上げた。

3点目は、「基本方針5 子どもを未来へつなげる教育の展開」『施策1 「思考力・判断力・表現力」を伸ばす教育の進展』の中で、習志野市独自に小学校4年生と中学校2年生で実施している学力調査結果の過去5年間の結果をグラフに表したものである。結果が全国平均を上回っていること、また、学力調査結果を分析し課題を明確にするだけでなく、課題を解消するための授業改善のための提案授業を行ったり、提言としてのまとめを市立小中学校にDVDとして配付したりしていることから、実績を伸ばしている施策として取り上げた。

4点目は、「基本方針10 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進」『施策1 「する・みる・支える」スポーツの推進』の中で、過去5年間のスポーツ教室参加者数をグラフに表している。これは、参加者が増加傾向にあることから、実績を伸ばしている施策として取り上げた。

5点目は、「基本方針11 青少年の健全育成の推進」「施策1 放課後児童会運営の充実」の中で、過去5年間の放課後児童会への入会児童数をグラフに表している。今年度より受け入れ児童数の拡大などの対応の必要があることから、更なる取り組みが必要な施策として取り上げた。

6点目は、「基本方針13 地域に開かれた学校づくり」「施策2 地域と共にある学校

づくりの推進」の中で、過去5年間の学校支援ボランティアの延べ人数をグラフに表している。小中学校とも多くの学校支援ボランティアに御支援をいただいていることが分かるが、特に、中学校での延べ人数が増えてきていることから、実績を伸ばしている施策として取り上げた。

最後に、7点目は、「基本方針15 安全で潤いのある学校環境の整備」「施策1 安全・安心で楽しい学びの場として学校環境の整備を推進します」の中で、校舎耐震補強工事と体育館の非構造部材の点検の実績を表にしている。市立小中学校の耐震補強工事及び市立小中高等学校の体育館の非構造部材の点検が終了したことから、実績を伸ばしている施策として取り上げた。以上が報告書の構成である、と概要を説明

梓澤委員

概要版（案）に、いじめの認知件数と不登校の発生率のグラフが併記されているが、一見すると、いじめが原因の不登校であるという誤解が生じる可能性があると思う。これらは似て非なるものであるので、別々に表記した方がわかりやすいと思う、と発言

上原学校教育部主幹

そのような方向性で作成していきたい、と回答

貞廣委員

昨年度の教育委員会会議での意見を反映し、このような概要版を作ってくださいありがたい。市民が見る機会も増えるのではないかと期待をしている。

この点検・評価の結果は来年度予算に反映されるのか。例えば、十分に成果が上がっているものに関しては、予算がつき、成果があまり上がっていないものに関しては、仕分け対象になり得るのか。どんな施策であっても、成果が上がっているから継続すれば良いというのではなく、大切であるがとても難しく十分な成果が上がっていないものや、大切であるが予算が足りずできていないもの等もあると思う。より多くの予算が必要である事業に関してどのように反映させていくのか。

また、全18事業について、毎年度点検評価をするのは大変だと思う。例えば、1年ごとに6事業ずつを重点事業として点検・評価を行い、それ以外の事業の評価は簡略化し、3年度で全事業の点検・評価が行われるといった、省力化しながらもきっちりと点検・評価をしていくそのようなやり方もあると思うが、いかがか。そうすることで、概要版に取り上げられている事業についても、どのような基準でピックアップされたものか見えてくると思う。今回、それぞれの担当課から合計7つの施策をピックアップしている。都合のいいものを出しているというわけではないと思うが、そのように見えてしまうこともあると思うので、今年度の重点事業はどの事業であるかを決めておけば、概要版に取り上げる事業の基準についても理解しやすくなるのではないかと要望

上原学校教育部主幹

予算への反映については、大切な資料であることは間違いがないが、この点検・評価が直接予算へ影響するものではなく、一つの参考資料という位置づけのものであると考えている。

また、事業をいくつかに分けて、年度ごとに重点的に点検・評価する事業を選択するということについては、大事な視点であると考えている。一方で、全事業を網羅して点検・

評価することも大変重要なことであると思うので、貴重な御意見として今後の参考としていくとともに、前向きに検討していきたい、と回答

古本委員

概要版（案）に、放課後児童会の入会児童数の推移のグラフがあるが、このグラフに併せて待機児童数が表記されていると、減少数が分かりやすくなり、良いと思う。今後、児童減少が進んでいく中で、放課後児童会の児童数が減ったとしても、待機児童に対する供給は十分できていることが分かり、良いのではないかと発言

上原学校教育主幹

参考意見として反映させていきたい、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

協議第4号 次回教育委員会の期日について協議し、平成27年8月26日（水）午後3時に決定された。

<議案第33号ないし議案第35号並びに協議第2号及び協議第3号は非公開。ただし、議案第33号については、平成27年8月28日をもって、協議第3号については、平成27年11月24日をもって市長から議会へ提案されたため、議案第34号は、平成27年8月31日をもって業務が完了したため、協議第2号は、平成27年9月1日に市民説明会が開催されたため、会議録を公開とする。>

#### **議案第33号 平成27年度教育費予算案（9月補正）について** **（教育総務課）**

小野寺教育総務課長

本議案は、平成27年度9月補正予算案として、教育委員会会議にて議決後、市長に申し入れを行うものである。

歳出概要及び財源内訳について、第二中学校体育館改築事業は、申し入れ額3千万円であり、これは、第二中学校体育館建替工事に際し、学校敷地内の雨水管渠等の整備が必要となることから、整備工事にかかる設計並びに設計に伴う地質調査及び測量調査の業務委託を行うものである。なお、設計等に約8ヶ月を要するため、年度内完了が見込めないことから、併せて繰越明許費の設定をするものである。第二中学校の敷地の中には、雨水管が整備されておらず、体育館の建替に際して、開発事業にあたるということから、浸透・貯留などの雨水流出抑制を図ることが求められている。このことから、雨水管渠を設置するということが今回の補正予算の主な趣旨となる、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第33号は全員賛成で原案どおり可決された。

### 議案第34号 平成28年度使用教科用図書の採択について

(習志野市立習志野高等学校の図書)

(学校教育課)

天田学校教育課長

本件は、習志野市立高等学校管理規則第15条の規定により選定された、教科用図書について、習志野市教育委員会行政組織規則第3条第16号の規定に基づき提案するものである。

選定に至るまでの経緯については、学習の系統性を十分考慮し、学校内の各教科部会での検討及び教務部と各教科主任等による検討の後、職員会議を経て、校長による、公正かつ公平な選定が行われた。平成28年度から、新たに選定された教科用図書は、60冊中7冊である。新たに採用された教科書の一例として、英語表現Iの授業で扱う、大修館「Departure English Expression I」は、生徒に合ったトピックが多く、活動の目的となるタスクが多様に掲載されているので、本年度から始まったALTとのチーム・ティーチングでも活用しやすいものとなっている。また、物理で扱う数研出版「物理」と、地学基礎で扱う啓林館「地学基礎」については、両教科書とも、重要事項でありつつも理解しにくい箇所について、詳しく説明されており、学習内容の確実な定着を図ることが期待できる。

その他の教科書採択に関しては、今年度使用した教科書会社と同じ系列の教科書を学年進行に伴い、平成28年度も使用し、生徒の系統的な学びができるように選定された。

なお、議決後、平成28年度使用の教科用図書の需要数について、千葉県教育委員会教育長あてに習志野高等学校長より報告するものである、と概要を説明

古本委員

選定の過程は、こういった手続きになっているのか。教科書業者によるプレゼンテーション等はあるのか、と質問

天田学校教育課長

教科書業者によるプレゼンテーション等はなく、県で選定され、配布された教科書に関して、学校内の各教科部会が検討し、職員会議を経て、選定していくものである、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第34号は全員賛成で原案どおり可決された。

### 議案第35号 文化財指定に関する習志野市文化財審議会への諮問について

(社会教育課)

佐々木社会教育課長

文化財指定に関する習志野市文化財審議会への諮問について、概要を説明

採決の結果、議案第35号は原案どおり可決された。

小澤学校教育部主幹

新制度における幼稚園保育料については、本年度4月の教育委員会定例会において、習志野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額に関する規則の制定として、幼稚園等の具体的な保育料を報告したところである。この規則で定めた額は、市立幼稚園の保育料は原則、現行の保育料を2年間据え置くこととし、限度額を9,800円として制定した。本日の提案は、2年後の平成29年度からの保育料案についてである。

新制度に基づく保育料の考え方は4点ある。1点目は、新制度において、幼稚園・保育所及び認定こども園の保育料は、保護者の市民税の額による応能負担で統一され、国の示す基準を限度に市町村が定めるということ、2点目は、市の今後の方針は、7つのこども園は市で、その他の幼稚園は民間に任せることとしており、こども園は、新制度の対象施設であり保育料は新制度の保育料となるということ、3点目は、保育所保育料はすでに市立も私立も同額であり、国の基準額から減額して市民税の区分ごとに市が設定しているということ、4点目は、新制度の対象施設となる幼稚園等の公私間の差及びこども園における保育料格差の是正を図る必要があるということである。以上のことから、保育所保育料との整合性を図り、保育所保育料と同様に、国基準額から保育料の減額率を乗じて幼稚園等の保育料を設定し、負担額の公平化を図ることとした。これにより、市立・私立の格差をなくし、子ども達が地域の中で安心して教育・保育を受けることができる環境を整えていきたいと考えている。

保護者の税額による階層区分は、国と同様に6階層区分とした。第1階層は生活保護世帯、第2階層は市町村民税非課税世帯、第3階層は市町村民税非課税世帯のうち均等割のみ課税されている世帯、第4階層は市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯、第5階層は市町村民税所得割課税額が211,200円以下の世帯、第6階層は市町村民税所得割課税額が211,200円超の世帯である。

本日協議いただく保育料案については、国基準額に保育所保育料の減額割合を乗じた額に、さらに3パーセント上乗せした額となっている。この3パーセントについては、平成27年度より国が定める公定価格の地域区分が変わったことで、公定価格が3パーセント高くなったため、上乗せしたものである。第1子の1号認定保育料(案)は、第1階層は0円、第2階層は保育所保育料に合わせて0円、第3階層は国の上限額を適応して3,000円、第4階層は7,100円、第5階層は14,500円、第6階層は18,600円とした。今後、習志野市の私立幼稚園5園全てが、こちらの新制度に移行した場合には、13,602,572円の市の負担額が発生する。次に、第2子の保育料(案)については、第1子の半額であり、第3子は無料とした。

なお、本日協議いただき、了解をいただけた後、9月には市内の市立幼稚園、こどもセンター及びきらっ子ルームにおいて、これから幼稚園等に入園される保護者を対象として、23回の説明会を実施する予定である。さらに、市議会での説明を経て、12月頃に規則の改正をもって幼稚園保育料の制定を行いたいと考えている。規則の改正については、教育委員会会議の議決事項となっている、と概要を説明

古本委員

今回の保育料には、どこまで含まれているのか。給食費も含まれているのか、と質問

小澤学校教育部主幹

保育料の内容については、人件費と基本的な教材費が含まれている。給食費は含まれていない、と回答

古本委員

1ヵ月の給食費はいくらくらいか、と質問

小澤学校教育部主幹

公立幼稚園等については、1ヶ月約5,000円である。私立幼稚園等については、各施設の状況によって異なる、と回答

古本委員

市立幼稚園に入園する場合は、保育料に5,000円を足した額が必要になると考えればよいか、と質問

小澤学校教育部主幹

そのとおりである、と回答

原田委員長

保育料案については、私立幼稚園と協議しているのか、と質問

小澤学校教育部主幹

平成27年4月からの新制度開始に合わせて、平成26年から私立幼稚園と協議を重ねてきている。今回の保育料案については、第6階層の18,600円は、私立幼稚園が参入しやすい条件を作っていくということで設定した、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第2号は終了した。

### 協議第3号 いじめ問題への対応について

～習志野市いじめ防止基本方針（パブリックコメント案）及び習志野市いじめ問題対策連絡協議会等の設置～  
(指導課)

小宮学校教育部副参事

本協議は、前回の定例会に引き続き、習志野市としてのいじめ問題への取り組みについて、「習志野市いじめ防止基本方針」の策定と、その中で謳われているいじめ防止対策の3つの組織の設置について御協議いただくものである。

まず、「習志野市いじめ防止基本方針」については、7つの項立てをした。「1 はじめに」では、いじめの定義、具体的ないじめの姿、そしていじめの禁止を述べている。「2 いじめの防止等に関する基本的考え方」では、「いじめは決して許されない」ことを強調している。「3 習志野市・習志野市教育委員会が実施すべき施策」では、市と教育委員会とが、いじめ防止等の施策を積極的に実施する責務を負っていることを明らかにしている。「4

学校及び学校の教職員の役割」では、各学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定し、その方針に基づき、いじめ防止等に取り組むことを明言している。「5 保護者及び市民の役割」では、保護者と市民による児童生徒の見守りといじめに関する情報提供について述べている。「6 重大事態への対処」では、児童生徒の生命や財産等に重大な被害が生じた疑いがある場合の対応について述べている。「7 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項」では、いじめに関する調査結果の保存等について述べている。この「習志野市いじめ防止基本方針」については、市と教育委員会の連名とし、9月にパブリックコメントを実施する予定である。

次に、いじめ防止対策の組織について説明する。「習志野市いじめ防止基本方針」の中にも示しているが、いじめ対策の組織として、次の3つが必要であると考えている。1つ目は、市全体でいじめ問題に取り組むために、関係機関の連携と情報交換を目的とした、「習志野市青少年問題・いじめ問題協議会」、2つ目は、いじめの防止・早期発見・解決を実効的に行うことを目的とした「習志野市いじめ問題対策委員会」、3つ目は、いじめの重大事態について再調査することを目的とした「習志野市いじめ再調査委員会」である。

まず、1つ目の組織は、国のいじめ防止対策推進法第14条第1項に、「地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる」と示されている。市内のいじめの現状報告や情報交換と連携のため、また、市民にいじめ問題に市全体で取り組んでいる姿勢を示す意味において、この組織の重要性について、6月に市のマネジメントミーティングで提案したところ、市長より、この趣旨を生かせる既存の組織である「習志野市青少年問題協議会」に、いじめ防止対策推進法で示された「いじめ問題対策連絡協議会」の機能を持たせてはどうかという意見を頂戴した。「習志野市青少年問題協議会」は、昭和38年に設置されて以来、50年以上に渡り存続している協議会であり、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関して協議する組織であり、近年は年に1回開催されている。そこで、関係課との検討を重ね、前述の所掌事務に、「いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関して必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ること」という文言を加え、名称も「習志野市青少年問題・いじめ問題協議会」となるよう、本協議会の設置条例を改正し、これを実現していく予定である。また、年1回の開催を、年3回程度の開催にし、情報交換と連携に努めていきたいと考えている。現在およそ20名いる協議会委員の数については、出席者全員が意見を述べられるよう、半数程度に減らすことを考えている。平成26年の法改正により、協議会委員については、委員の資格要件が廃止されたため、会長をはじめ、委員の指定や制限がなくなったので、メンバー構成については、今後、よく検討していきたい。

2つ目の組織は、いじめ防止対策推進法第14条第3項に、「いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする」と示されており、いじめの防止・早期発見・解決について、実効的に行うことができる組織を作ることができることになっている。そこで、「習志野市いじめ問題対策委員会」を教育委員会附属機関設置条例を制定することにより設置し、年に3回程度開催する予定である。また、いじめの重大事態が発生した際には、まずは学校が、自校のいじめ対策組織によって対処することになるが、学校だけでは対処できない時に、必要に応じて開催されるものとする。この組織は、弁護士、大学教授、臨床心理士、人権擁護委員、医師の5名により構成し、隠蔽を防ぐということと、重大事態に際

して的確な対応をするために専門性を有した人材を確保するということの2つの観点から、第三者を構成員とする予定である。

最後に、3つ目の組織について説明する。いじめの重大事態が発生した際には、いじめ防止対策推進法第28条では、学校の設置者または学校が重大事態に係る事実関係を調査すること、第30条では市長へ重大事態発生の報告をすることを義務づけている。同じく第30条では、重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、必要であれば附属機関を設けて調査結果について再調査を行うことができることが示されており、さらに、この調査を行った時は、その結果を議会に報告しなければならないとされている。この組織は、市長部局に設置されるものであるが、学校と教育委員会だけで対応することによる隠蔽防止の観点から、また、市全体でいじめ問題に取り組む姿勢を示す意味から、市長の附属機関としての組織「(仮称) いじめ再調査委員会」を設置条例制定により設置していただきたいと考えている。

いじめ防止基本方針を示し、組織を編制して、市民へのいじめ問題への姿勢を明らかにし、併せて重大事態に対する備えをしたく、以上を、市としての「いじめに対する対応」の2回目の提案とさせていただく。また、今後の見通しについては、本日協議いただいた後、市のマネージメントミーティングの場で提案させていただく運びとなっている。条例制定については12月議会に上程する予定である、と概要を説明

#### 貞廣委員

いじめという、非常に大きな課題に対して、このように全市的に対応していただく組織が整うことを大変喜ばしく思う。いじめの中でも、課題性が高いものとして、ネットいじめがあるが、現場の先生には認知が難しい問題である。非常に専門性の高いものであるので、「習志野市いじめ問題対策委員会」には、サイバー犯罪、学校の裏サイトやネットいじめ等の監視や防止に明るい方を入れていただくことを、可能な範囲で検討していただきたい、と要望

#### 小宮学校教育部副参事

サイバー犯罪については、専門性を要し、学校ではむやみに立ち入れないと校長から報告を受けており、大変危惧している部分である。したがって、構成員については慎重に選定していきたいと考えている、と回答

#### 原田委員長

ネット犯罪の専門家を入れる予定はあるのか、と質問

#### 小宮学校教育部副参事

市全体の組織である「習志野市青少年問題・いじめ問題協議会」の構成員には、警察関係者を入れたいと考えている。市の附属機関である「習志野市いじめ問題対策委員会」には、現在の構想では、警察関係者が入っていないので、この点については慎重に検討していきたい、と回答

#### 原田委員長

警察関係者が入ったとして、ネット犯罪に詳しい方である確約はあるのか。学校ではプ



ライバシー等の問題があり、ネット犯罪に対応するのは非常に難しいと聞く。そのような状況に速やかに対応できる専門家がいると、学校としては心強いと思うので検討していただきたい、と要望

古本委員

現在、学校と警察の関わりについては、どのようなものがあるのか、と質問

原田委員長

学校・警察連絡協議会という組織があるが、警察も積極的に介入することはない。市の組織の中に、ネット犯罪に対応できる知識を持った専門家が入ると良いと思う、と発言

梓澤委員

「習志野市青少年問題・いじめ問題協議会」の任期が2年であり、年3回開催となっているが、現状で年3回開催は不十分ではないか。問題が起きてから開催するのか、あるいは計画的に開催するのか伺いたい、と質問

小宮学校教育部副参事

「習志野市青少年問題・いじめ問題協議会」は年3回計画的に開催し、市全体で平常時のいじめに対する取り組みや、団体同士の連携と情報交換を計画的に行っていく。市内の全小・中・高等学校で行っている「いじめアンケート」については、この3回の機会に必ず報告し、市のいじめの実態がどのようになっているかを確認する。学校が新たに始めた、いじめ未然防止の取り組みについては、提案者から述べ、そのことについて協議していく。

いじめの重大事態が発生した際には、「習志野市いじめ問題対策委員会」で対応したいと考えている。この組織は、平常の開催と別に、重大事態が起きた時に、必要に応じて招聘することとなっている、と回答

梓澤委員

「習志野市いじめ問題対策委員会」は、教育委員会の諮問機関であるのか、と質問

小宮学校教育部副参事

いわゆる附属機関である、と回答

古本委員

必要な時に臨時会を開催するという認識でよろしいか。構成員については、もう少し協議が必要であると感じる。例えば、「習志野市いじめ問題対策委員会」の構成員である、医師については、PTSD（心的外傷後ストレス障害）の対応等のために構成員とするならば、小児専門の精神科の医師であることを要件とするなど、詳細に規定する必要があると思う。実際にどのような方が必要であるのかについて調査し、熟考し、実効的な組織にしていきたい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第3号は終了した。

原田委員長が

平成27年習志野市教育委員会第7回定例会の閉会を宣言